

情報通信審議会 情報通信技術分科会（第108回）議事録

1 日時 平成27年4月28日（火） 14時00分～14時45分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

伊東 晋（分科会長）、鈴木 陽一（分科会長代理）、相澤 彰子、
相田 仁、安藤 真、石戸 奈々子、近藤 則子、三瓶 政一、
根本 香絵、前田 香織、水嶋 繁光、森川 博之（以上12名）

（2）総務省

（情報通信国際戦略局）

武井 俊幸（総括審議官）、野崎 雅稔（技術政策課長）

（総合通信基盤局）

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、高橋 文昭（総務課長）、
森下 信（新世代移動通信システム推進室長）

（3）事務局

蒲生 孝（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

4 議 題

（1）答申事項

「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「76GHz 帯小電力ミ
リ波レーダーの高度化に関する技術的条件」について

【平成14年9月30日付け諮問第2009号】

（2）報告事項

国立研究開発法人情報通信研究機構への移行等について

開 会

○伊東分科会長　　どうもお待たせいたしました。それでは、ただいまから情報通信審議会第108回情報通信技術分科会を開催させていただきます。

　　本日は、委員15名中、現在のところ10名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

　　本日の会議の様子は、インターネットにより中継しております。あらかじめ、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

　　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は、答申事項1件、報告事項1件の計2件でございます。

答申事項

「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち
「76GHz帯小電力ミリ波レーダーの高度化に関する
技術的条件」について

○伊東分科会長　　まず初めに、答申事項について審議いたします。

　　諮問第2009号「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「76GHz帯小電力ミリ波レーダーの高度化に関する技術的条件」について、陸上無線通信委員会 安藤主査から、ご説明をお願いいたします。

○安藤委員　　ご紹介いただきました陸上無線通信委員会主査の安藤です。ご説明申し上げます。

　　76GHz帯のあたりにはレーダーが2つありまして、1つは非常に広帯域な、ウルトラワイドバンドで分解能が高いもの、わりと近くを見るレーダーです。それから、今日、議論するのは、もう少し遠い、150メートルから200メートルぐらいを見るようなもので、これは76GHz帯レーダーと呼ばれているもので、その占有周波数帯幅を少し広げるというご提案をさせていただくものです。これは平成26年9月19日に、第104回の情報通信技術分科会で検討開始の報告をさせていただいたものです。パワーポイントの108-1-1のスライドで、ご説明申し上げます。

スライド1には、76GHz帯小電力ミリ波レーダー高度化作業班を設置した検討の経緯が書いてあります。作業班で3回、委員会で4回、検討を重ねました。

スライド2に目次があります。

スライド3ですけれども、具体的には、国内基準は国際基準に合わせるために少し修正が必要ということで、今回の議論が始まりました。76GHz帯における小電力ミリ波レーダーは、1996年以降、欧米で標準化されて、車載レーダーとして利用されてきました。我が国では、平成9年の電気通信技術審議会の答申を受けて制度化されて、高速道路での追従走行や追突防止等のための自動車レーダーなどに広く使われています。

この答申では、現在の日本の占有周波数帯幅は1GHzとしていたのですが、制度化の際に、周波数の安定度等を考慮して、その半分の500MHzの帯域と規定していました。こういう形で商品が出回っているのですが、当時は、技術基準がそういうふうなものであったということです。

一方、欧米では、制度上も1GHzまで使われていることになっていまして、そこに差異がありました。ただ、そちらでも、やはり、あまり高い距離分解能は必要としなかったために、実質的には500MHz以下の幅でしか使われていませんでした。ただし、分解能というのは、精度の高さは周波数の幅に比例して高まります。分解能をうんと細かいところまで見るためには、今回、占有周波数帯幅を2倍にすれば、より精度よく見られるというわけです。そういうふうなことを利用して、追突防止とか自動ブレーキなど、先進的な技術を導入するために、既に、この1GHzまでをフルに使ったレーダーの製品化の動きがあります。ITU-Rでも国際標準化されていますので、日本がこれを500MHzとしているのが今回の課題になりました。これを1GHzに広げるときに、どういう問題があるかということを検討したものです。

スライドの4に地図がありますけれども、1GHzの占有周波数帯幅のレーダーが利用できるのがほとんどでして、日本は500MHzになっているということです。

スライド5です。既存の規定を国際的に標準になっている1GHzに変更することの可否に関する検討を行うのが今回の議論です。この前後に、ほかの無線システムがありますので、周波数の共用と共存関係への影響について検討することとしました。

スライド6に、現在、いろいろ使われている周辺の周波数の利用状況が示してあります。76GHz帯の小電力レーダーと同一周波数帯及び隣接周波数帯における導入済みのほかの無線システムとしては、能動業務として固定業務である80GHz帯の高速無

線伝送システム、これはもともと5GHz掛ける2という、とんでもない帯域を使った、非常に速い、2ギガビットぐらい通すようなシステム、わりと最近、1年ぐらい前に、これはもっと細かい、200MHzぐらいの狭帯域のものに高度化されています。そういうシステムが存在しています。そのほかに、受動の業務ですけれども、電波天文業務が一次業務として割り当てられています。

検討の前提条件をスライドの7に示します。76GHz帯小電力レーダーと、その後、電波天文というのは、ここに一次業務が割り当てられたのは、歴史的には自動車レーダーより後ではあります。その後認められた電波天文業務、それから、隣接周波数帯に導入されている80GHz帯の高速無線伝送システム、それぞれの制度整備の際には、必要に応じて、既に技術検討を行っているものです。実運用上、共用、共存が可能との整理がなされていますが、今回、76GHz帯のものの占有周波数帯幅を2倍に広げるということで、新たな問題が起きないかということを検討したものです。もし、占有周波数帯幅を2倍にしますと、76GHz帯、UWBレーダーではありませんけれども、この1GHzを使えば、高速道路での追従走行や追突防止などの運転支援における精度が高まりますので、主要技術として、さらなる普及が望まれます。

今回変更される要素、つまり、占有周波数帯幅の拡張が、ほかの無線システムとの共用・共存関係にどのような影響を与えるかが検討の対象になりました。

スライド8、個別の干渉検討結果について説明があります。高度化によって——高度化というのは、帯域を広げることによって、帯域内の与干渉について検討します。電波天文業務が該当しますが、イメージを説明するのがこの図ですけれども、帯域内においては、帯域が2倍に広がるのですが、総電力が一定ですので、周波数当たりのエネルギーというのは、むしろ減ります。そのために、1GHz幅の場合の与干渉——与える干渉は半分になりますので、むしろ、影響は軽減します。具体的には、レーダーから発射される総電力の99%値が占有周波数帯幅に分布していると計算しますと、3dB、干渉が低減するという結果になります。

下に、具体的な天文台を考慮に入れた検討ですけれども、具体的には野辺山の天文台が対象になります。このレーダーでは、76GHz帯のレーダーは共存可能であったのですが、したがって、今回のものでも全く問題がないという結論に至ります。

スライド9には、高度化による帯域外の与干渉ということで、具体的には、先ほどお話しした80GHz帯のシステムへの与干渉が検討されました。スペクトルマスクの形

というのは、占有周波数帯で決めるものではなくて、指定周波数帯で決定されることですので、今回、その影響は、ルール上はありません。したがって、もともと、このルールを満たしていれば、悪くなるということはないという判断になります。

スライド10です。高度化による帯域外からの被干渉ということで、逆に、80GHz帯の高速無線伝送システムから、このレーダーに入ってくる干渉について検討しました。80GHz帯の高速無線伝送システムの作業班では、この場ではありませんけれども、80GHz帯の高速無線伝送システムから76GHz帯レーダーへの干渉は、特段問題にならないという検討結果が既に出ています。

その検討のときには、76GHz帯では500MHzの帯域幅のレーダーを検討してきたのでありますが、今回、1GHzの占有周波数帯幅で計算すると、干渉量は2dBほど増加します。しかし、伝送システム側に3dB程度の製造マージンというものを見込んでシステムを設計しておりますので、占有周波数帯幅を2倍にしても、干渉は特段問題にならないと考えました。ここまでは、共存は可能であるという結論になっています。

これを踏まえまして、スライドの11には、76GHz帯ミリ波レーダーの高度化に関する技術的条件として、現行の技術基準のうち、占有周波数帯幅の許容値を1GHzに広げることとして提案しています。

スライドの12に、今後の課題について、まとめております。少し一般の議論なのですが、検討の過程において、作業班の構成員より、帯域外の領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値について、国際標準であるITU-R勧告と我々日本のルールが若干違っているところがあることから、ここについては、合わせるように見直しを進める方向で考えるべきだという意見も出ました。そのときに、先ほどの80GHz帯の無線伝送システムで同様の議論をしたということで、これを参考にして、すぐというわけではないでしょうけれども、その方向で検討を進めるという指摘がありました。その場合には、マスクを少し変える形で、ものによっては規制が強化する方向も出てくることが予想されますけれども、既に出荷されている無線機等の影響について、更新の時期等、慎重に検討した上で対応することは必要ですが、その方向で検討することをリマインドして、この課題としています。

以上が、一応、今回の共用検討の結論なのですが、1GHzにしても、特段、問題がないという結論で、ご報告申し上げます。

以上です。

- 伊東分科会長　　ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問は何かございますか。では、三瓶先生。
- 三瓶委員　　今回、1 GHzに拡大するというときに、低い周波数側、7.6 GHzの下のところに対しては、スペクトルが隣接することになります。それで、実システムなしと書かれてはいるのですが、一応、スペクトルとしてリザーブしているということを考えたときに、要するに、周波数はある程度は向上したといっても、スペクトルはこう…
- …。
- 安藤委員　　上がる場所を使う。
- 三瓶委員　　それに対して、対策はどう考えておられるのですか。
- 安藤委員　　その詳細は、事務局からサポートいただけると助かります。一応、対象の相手のシステムというのを考慮に入れた議論がメインになっていますので、今そのリザーブしているところに、どれだけ漏れ出るかという詳しい検討がされているかどうかは、私には、わからないところがありますので。
- 森下新世代移動通信システム推進室長　　事務局の移動通信課の森下でございます。
- 7.6 GHz帯、もともと500 MHz幅に絞って制度化されていたというのは、当時、ガン・ダイオードという発振器で使っているパーツの性能の限界ということを考えて、周波数の安定度が低いということで500 MHz幅に絞っていたと伺っておりますけれども、昨今は、また別のシステムで、非常に十分な安定度が得られると伺ってしまして、現に、2年ほど前に、7.6 GHz帯の周辺のところでは高分解能のものが別にあると、先ほど先生からご紹介いただきましたけれども、7.9 GHz帯の高分解能レーダーというものがございまして、これについては7.8から8.1 GHzの3 GHz幅が割り当てられておりますけど、この割り当て帯域いっぱいまで使えるということで制度化されております。基本的には、それと同様に、7.6から7.7 GHzのところでは十分な周波数安定度を得た上での利用というのが可能であると考えておりますが、今後、7.6 GHz以下で具体的なシステムが出てきた段階で、技術的な共用検討が行われると思っておりますので、そこでまた、十分な検討をしていくべきであると思っております。
- 三瓶委員　　これから入るもので、7.6 GHz帯のレーダーが優先権というか、一応、決まるという段階で、これがあるという前提で、今度、下のほうで議論されるということかと思えます。

それはいいのですが、要は、今までは500MHzに帯域制限されていて、そのサイドローブが隣接チャンネルに漏れ出すという意味だったのですが、今度は1GHz、フルに帯域があるという意味で考えると、メインローブが周波数実態によって隣接チャンネルに影響を及ぼす可能性があるということを考えると、何らかのガードバンドとか、多分、そういう議論は必要になるのだらうと思いますので、今度、その下のシステムの検討するときに、考慮しなくちゃいけないのかなと思いますので、また、よろしくお願いいたします。

○安藤委員 多分、今までも、ある周波数、指定周波数帯の中で、マスクという意味では、今回は全然、甘くも、きつくもなっていません。実際に技術的なレベルが追いついてきたので、それを満たした範囲で、十分1GHz振れるというのが今回の議論ですので、そのルールそのものは全然変わっておりません。

○三瓶委員 今までは500MHzで、76.5に500MHzがあったということなので、残りはサイドローブなのですが、今度、それが1GHzとなると、76にスペクトルが振れるのですよね。

○安藤委員 広がります。

○三瓶委員 そうすると、メインローブがその限界にタッチすることになりますので、今までと干渉条件が違うという危険性があるので、下のシステムに対しては、そこにガードバンドが必要になるのではないですか。

○安藤委員 ただ、技術分科会で議論したときは、少なくとも1GHzのところまでいっぱい振っているのは検討に入っていませんでしたか。そのときに500MHzという議論はしていないと思いましたが。500MHzでしか考えていませんでしたか。

○森下新世代移動通信システム推進室長 以前の……。

○安藤委員 実際の制度化のときには500MHzにしたのですが。

○森下新世代移動通信システム推進室長 平成9年に、当時の電気通信技術審議会でご答申をいただいておりますが、その当時は1GHz幅での答申をいただいておりますが、ただ、制度化に当たって、周波数安定度を考慮した上での500MHz幅という制度化になっていたというふうに……。

○安藤委員 なったわけですね。

○森下新世代移動通信システム推進室長 ええ。

○安藤委員 ですから、具体的には、もちろん、注意する必要があるのですが、分科会

のレベルでの議論のときは、前回は1GHzのような話しか出てこなかったように覚えて
います。

○三瓶委員 ああ、そうですか。

○安藤委員 ええ。

○伊東分科会長 よろしゅうございますか。今、三瓶委員のおっしゃっていた件でござ
いますが、従来も500MHz幅ではあっても、その周波数帯幅の中心周波数は必ずし
も76.5GHzとは限らないという位置づけだったのだと思います。つまり、76から
77GHzの中の任意の500MHz幅をお使いくださいという技術基準だったと思
いますが、事務局、補足いただけますか。

○森下新世代移动通信システム推進室長 ご指摘のとおりでして、76から77が指定
周波数帯域と呼ばれ、制度の呼び名になっていますけれども、その範囲内に500MHz
幅のエネルギーが99%収まるような電波が76から77の間で出るような形になっ
ていればよろしいという制度の状況でございました。

○伊東分科会長 通常、我々が認識している形式とは若干異なる基準のようございま
すが、こういう指定の仕方があるということで、従来でも一番下の周波数を使った場合
は、76GHzぎりぎりのところもあり得たということかと思えます。安藤先生、それ
でよろしゅうございますか。

○安藤委員 ええ、そういうことです。そういう議論しかしていなかったと思えます。

○伊東分科会長 ほかに何か、ご質問、ご意見等ございますか。はい、どうぞ。

○近藤委員 今回は、高速道路でのレーダーということなのですが、将来的には、
自宅の車庫で誤って事故でお子さんを亡くした方とか、ちょっと認知障害があつて、高
速道路を逆走してしまう人とか、そういう人たちにも、こういった技術を応用してい
ただけるとうれしいなと思えます。

以上です。

○安藤委員 おっしゃるとおりで、主にそちらのほう、近くて周りを精度よく見るとい
うほうは、先ほどお話があった、もう少し高いほうの周波数で3GHz帯域を使うやつ
で、分解能は相当いいやつですね。10センチぐらいでしたかね——のものが出ていま
すので、それとあわせて使っていく。こちらの得意は、絞って200メートルを見ると
いう、少し特化したものですが、それでも精度がもっと上がるぞという話題だと思
います。その両方を使いこなしていくのが一番いいと思えます。

○近藤委員 期待しています。

○安藤委員 はい。

○伊東分科会長 ありがとうございます。ほかに何か、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

ほかに意見、質問等がございませんようでしたら、本件は答申案、資料108-1-3のとおり一部答申したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○伊東分科会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

ただいまの答申に対しまして、総務省から、今後の行政上の対応について、ご説明を伺えるということですので、よろしく願いいたします。

○吉良総合通信基盤局長 総合通信基盤局長の吉良でございます。

本日は、「76GHz帯小電力ミリ波レーダーの高度化に関する技術的条件」につきまして、ご審議いただき、一部答申をいただきまして、ありがとうございます。

76GHz帯小電力ミリ波レーダーは、十数年前に各国で導入されまして、自動車用レーダーとして使われてきているものでございます。昨今の緊急ブレーキシステムなど、自動車の運転支援機能の普及に伴いまして、ますます重要性が増しているところでございます。本日いただきました一部答申を踏まえて、今後、制度改正を行うことによりまして、我が国において、より分解能が高い、検知能力にすぐれた高度なレーダーを搭載した車の普及が進むなど、将来の交通事故削減等に貢献することを期待しております。

最後になりましたが、本日の一部答申を取りまとめいただいた安藤主査をはじめ、各委員、専門委員の皆様方には、ご熱心なご審議をいただきまして、厚く御礼申し上げます。今後とも、情報通信行政に対しまして、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○伊東分科会長 どうもありがとうございました。

報告事項

国立研究開発法人情報通信研究機構への移行等について

○伊東分科会長　　続きまして、報告事項に移ります。

国立研究開発法人情報通信研究機構への移行等について、総務省から、ご説明をお願いいたします。

○野崎技術政策課長　　それでは、資料108-2に基づきまして、総務省からご説明させていただきます。国立研究開発法人情報通信研究機構への移行についてでございます。

1 ページ目です。独立行政法人制度につきましては、今年度から改正が行われております。昨年の6月に、政策実施機能を最大限発揮できるように、独立行政法人通則法の一部を改正する法律が成立し、今年の4月1日から施行されております。

制度改正の概要の(1)ですが、業務の特性を踏まえた法人の分類です。今までは、独立行政法人ということで、全く同じ規律が適用されていたのですが、ここにありますように、その制度を見直しまして、業務の特性に対応した法人のマネジメントを行うために、3つに分類されております。1つ目が中期目標管理法でございます。総務省の郵便貯金・簡易生命保険管理機構等がこれに分類されます。2つ目は、NICTやJAXAをはじめとする国立研究開発法人でございます。これが全省庁で31個ございます。最後に行政執行法人でございます。総務省では統計センターがこれに該当します。

制度改正の概要の(2)ですが、PDCAサイクルが機能する仕組みの構築ということで、主務大臣のもとで政策のPDCAサイクルを強化し、目標・評価の一貫性・実効性を向上いたします。主務大臣が評価の主体となることにより、研究開発の業績評価等のPDCAサイクルを回す仕組みが強化されております。

制度改正の概要の(3)ですが、法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入ということで、法人内部のガバナンスを強化いたします。例えば独立行政法人に置かれている監事の機能を強化しております。主務大臣による是正措置を整備ということで、例えば中長期目標が達成し得ないような場合に、主務大臣から事務事業の見直し等を是正措置として命ずることができるという措置も準備されているところです。

2 ページ目です。総務省所管の国立研究開発法人に関する取り組みです。

1 番上ですが、総務省所管の「独立行政法人情報通信研究機構」(NICT)及び「独

立行政法人宇宙航空研究開発機構」(JAXA)について、公益に資する研究開発を主要な業務とし、研究開発の最大限の成果の確保を目的とする「国立研究開発法人」に分類されるため、今年4月1日から移行しております。なお、JAXAについては、ほかの省庁との共管です。

2つ目の四角ですけれども、国立研究開発法人につきましては、基礎的、基盤的な研究を主たる業務として行ってまいりますので、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性が高いという研究開発業務の特性を踏まえまして、研究開発成果の最大化を図るために、以下の目標管理の規律を適用しております。1つ目は、これまでは「中期目標」ということで5年でしたが、これからは名称を「中長期目標」とし、目標期間を5年から7年の範囲内とすることで、研究開発法人の研究業務の特性に基づき、期間を選べるようになっております。2つ目は、これまで独立行政法人評価委員会が行っていた法人の業績評価を、総務大臣みずからが評価することとなりますが、研究開発業務につきましては、非常に専門性が高いということで、科学的知見等に基づく専門的な意見を聴取するために、研究開発に関する審議会を設置することになっております。これは国立研究開発法人を所管する各省ごとに置かれておまして、総務省もNICTとJAXAを所管しているため、総務省国立研究開発法人審議会が既に4月に設置されております。

3つ目の四角ですけれども、NICTの次期中長期目標は平成28年度からですので、中長期目標を今年度中に総務大臣が策定し、NICTに指示する予定です。JAXAについては、時期が少しずれておまして、平成30年度から次の次期中長期目標の期間になります。

3ページ目です。これは国立研究開発法人の評価がどう変わったかというのを図に示したものです。右側にあるように、今後は、主務大臣が独立行政法人からの自己評価をもとに評価を行います。その際に、研究開発業務については、国立研究開発法人審議会の意見を聞きながら評価します。自己評価等の下に書いておられますが、主な評価としましては、各事業年度の業績の評価と、中長期目標期間見込業績評価ということで、後者は※印にあるように、今回から新しく導入されたものです。今までは、中長期目標期間が終了してから業績評価をしていたために、終了した後、業績評価をしている段階で、次の中長期目標期間に入っておりましたが、これからは、5年が中長期目標の期間ですと4年目を終了したときに、5年の中長期目標期間が終了した際にどれぐらいの業績が見込まれるか評価をした上で、組織、業務の見直しが行えるようにするもので、次の中

長期目標期間の中長期目標策定に間に合うように、4年目が終わった段階で見込業績評価を行うものです。最後は、5年終わったときの中長期目標期間の業績評価です。以上、3つの評価がございます。さらに、一番上にありますが、独立行政法人評価制度委員会というものが総務省に置かれておまして、ここが各省の主務大臣の業績評価について、横串で点検するという仕組みになっております。

4ページ目です。総務省国立研究開発法人審議会の概要ということで、上の点線の箱の中にありますように、業績評価のほかに、中長期目標の策定、中長期目標期間終了時の法人の業務、組織全般の検討等について、主務大臣に対して意見を述べるのが任務となっております。総務省の国立研究開発法人審議会には2つの部会が設置されておりまして、審議会全体の会長は酒井先生、会長代理は梅比良先生、情報通信研究機構部会は部会長が酒井先生、宇宙航空研究開発機構部会は部会長が梅比良先生ということで任命されているところです。

5、6ページは、現在のNICT、JAXAの中長期目標の主要研究開発分野について整理したものです。

ご説明は以上でございます。

○伊東分科会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございますか。

○鈴木分科会長代理 よろしいでしょうか。

○伊東分科会長 では、鈴木先生。

○鈴木分科会長代理 質問が2つございます。

中長期目標期間というのを、それぞれNICTとJAXA、何年に選ばれたのかというのが第1点です。

第2点は、これまで、それぞれの独立行政法人として、外部評価委員会というのが設けられていたと思いますが、それは3ページの絵でいうと、自己評価等というのをを行うために外部有識者に意見を聞くという視点で、今後とも、引き続き設けられるということでしょうか。

○野崎技術政策課長 ありがとうございます。

まず、中長期目標の期間ですけれども、制度上は5年から7年で選べるようになっておまして、まさにNICTは今年度中に新しい中長期目標を決めていくということで、現時点の想定ですが、これまでどおり5年を想定しております。というのは、NICT

の研究開発分野は、非常に技術の進歩が速い情報通信分野でございます、技術の進歩を適切に捉えるためにも、今までどおり5年がいいのではないかとということで検討しております。最終的には、今年度の後半、中長期目標を決定することになりますので、その段階で確定します。JAXAにつきましては、30年度からですので、その前の29年度において検討する際に期間を決定するというものでございます。

2番目のご質問の外部評価委員会でございますけれども、まさにご指摘のとおり、NICTが自己評価をする際において、外部の有識者のご意見をいただきながら、自己評価を取りまとめているということで、基本的には、そのような枠組みを使って、今後も自己評価をしていくのではないかと考えられます。

- 鈴木分科会長代理　ありがとうございます。
- 伊東分科会長　よろしゅうございますか。
- 鈴木分科会長代理　はい。
- 伊東分科会長　ほかに何かご質問、ご意見等ございますか。はい、では、根本先生。
- 根本委員　1つ教えていただきたいのですが、3ページの今後の評価の図のところ、審議会が意見という形で矢印があるのですが、この意見というのは、どういった位置づけになるのでしょうか。
- 野崎技術政策課長　法律上、研究開発の事務事業につきましては、専門性が非常に高いということで、主務大臣が評価するに当たって、審議会の意見を聴かなければならないため、研究開発の先端的な評価をする際に、審議会の意見を聴いて評価を確定していくという形になっております。
- 根本委員　そうしますと、あくまでも意見を伺うというだけで、基本的には主務大臣が決定するという考えですか。
- 野崎技術政策課長　特に今回の場合、研究開発業務について、法律上、意見を聴くということになっており、評価を決定するのは主務大臣でありますけれども、研究開発の評価については、実質上、その意見の内容が評価の内容に一致してくると考えております。
- 根本委員　しつこいようで申しわけないのですが、要するに、例えば意見があったものがまとめて評価として決定されたときに、異議があったような場合に、それにフィードバックがかけられるような仕組みにはなっていないという理解でよろしいですか。
- 野崎技術政策課長　国立研究開発法人審議会評価に対する意見をいただいた後、評価

を決定する際に、フィードバックするとともに、必要に応じて審議会の意見を聴いていくということになります。

- 伊東分科会長　ありがとうございます。よろしゅうございますか。では、三瓶先生。
- 三瓶委員　同じポイントなのですが、この審議会が主務大臣に意見をするという内容になっておりますけれども、それと同時に、審議会の中では、当然、独立行政法人に対して、いろいろディスカッションしながら、コメントするという話もあると思うのですね。この2つは別物で用意するという意味なのですか。要するに、独立行政法人に対して、いろいろディスカッションし、コメントするという内容と、主務大臣に意見をするというのは別なもの、別な種類の内容が反映されるということでしょうか。それとも、独立行政法人とのディスカッションの内容が、そのまま主務大臣に行くということでしょうか。
- 野崎技術政策課長　おっしゃるとおりです。意見をすることというのは、当然、国立研究開発法人審議会の中で、NICTの自己評価をもとに研究開発の評価について議論をいただいて、その結果がまとまったものということになりますので、意見の内容と国立研究開発法人審議会での議論の内容が別というわけではなく、議論の結果として意見を取りまとめていただくということになります。
- 伊東分科会長　よろしゅうございますか。次の4ページに、新しくできた審議会の業務が書いてございますが、その3番のところを見ますと、単に評価だけではなくて、ポイントごとに組織全般にかかる意見も述べられるような業務になっているようでございます。よろしゅうございますか。いろいろご質問があったので、ちょっと興味があるのですが、諮問、答申というような形式は採らないのですか。意見を述べるというのは、また別なのでしょうか。そこを教えていただけると。
- 野崎技術政策課長　今回については、メインの業務が独立行政法人の業績の評価に対する意見ということで、法律上、明定されておりますので、審議会でもまとめていただいたものを意見としていただいて、評価を確定するということになります。
- 伊東分科会長　どうもありがとうございました。はい、では鈴木先生。
- 鈴木分科会長代理　今、皆さんの意見、また、野崎課長の答えを聞きながら、細かいことですが、そうすると、3ページの図で、右側の今後の評価ということですが、主務大臣と審議会の間で何と何がやりとりされるのか。今は審議会から主務大臣への意見という方向しかなくて、大臣から審議会に何が提示されるのか。それと、法人と審議

会の間で何がやりとりされるのか。今だと、この図上では、主務大臣と法人の情報の交換はあるけれども、審議会との間ではないようにも見えますので、その辺を整理するとわかりやすくなるかなと、ちょっと感じました。感想です。

○野崎技術政策課長 図のつくりが悪くて大変申しわけないのですが、そういう意味では、先生のおっしゃるとおりでございまして、国立研究開発法人審議会が意見をまとめる際においては、例えば独立行政法人の方から業績報告を聞きながら、評価についての議論をいただきますので、そこで情報など直接のやりとりがございまして。国立研究開発法人審議会から主務大臣に一方的に意見を出して終わりというわけではなくて、先ほども少し申し上げましたが、主務大臣、要するに、主務省庁とやりとりしながらまとめていくということでございます。

○伊東分科会長 どうもありがとうございました。ほかに何かご意見等はございますか。では、安藤先生。

○安藤委員 研究の特殊性を反映できるようにということで、3分類したうちの1つが、この国立研究開発法人になって、よくわかったのですが、目標期間5年から7年と、それなりに幅を持たせた意味、具体的に、JAXAなんかは、例えばですけれども、ロケットの開発とか、打ち上げの計画とか、1つの計画でも、やっぱり、相当長い年月が必要なものがありますよね。そのときに、目標期間というのを定めると、普通は、例えば1年前に評価を入れるとかというと、この期間の設定というのは、実はものすごく重要じゃないかなという気はしたので、こんな質問をするのですが、さっきおっしゃったように、例えば、NICTはどうも5年でいきそうだとか、JAXAはどうなるかという、ここのところは相当、事前に練りに練って決めるものなのかなと想像しますが、そこら辺はどんな感じでしょうか。

○野崎技術政策課長 おっしゃるとおり、特にJAXAのようなところでは、大型の長期間にわたる研究開発プロジェクトがありますので、そういう場合は中長期目標期間をまたがるようなプロジェクトも出てくると思いますが、5年から7年につきましては、そういう意味では、各法人の研究の特性に応じて、主務大臣の間が決めることとなります。どの法人がどういう期間を採用したかというのも参考にしながら、NICTにも今年度中に期間を確定させたいと思っております。

○安藤委員 そこは非常に重要——重要というか、研究の進め方にも影響するのかなと思ったもので、こんな質問をしました。

あともう一つは、今、総務省では2つの国立研究開発法人を見るが必要になったということですが、これは柔軟に、さらに増えるようなことはあるのですか。あるいは今の制度としては、そんなには考えられないですか？

○野崎技術政策課長 基本的には、行革などのいろいろな前提の中で、今後、独立行政法人の数が増えるというのはあまり想定されておりませんので、総務省が関係するのは、この2法人が続くのではないかと考えております。

○安藤委員 はい、わかりました。

○伊東分科会長 ありがとうございます。ほかに何かご意見、ご質問等ございますか。

よろしゅうございますか。それでは、どうもありがとうございました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

委員の皆様から、全体を通して、何かご発言がございますか。

事務局から何かございますか。

○蒲生管理室長 特にございません。

閉 会

○伊東分科会長 それでは、本日の会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、決まり次第、事務局からご連絡させていただきますので、皆様、よろしくお願いたします。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。